

とだっこサマークラブ支援事業助成金交付要綱

令和6年6月5日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内でとだっこサマークラブを実施する団体の活動を支援するため、予算の範囲内においてとだっこサマークラブ支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、夏休み期間中の学童保育室の補完として、地域の児童を安心・安全に預かるとともに、児童の健全育成を図ることを目的とする。

2 助成金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「とだっこサマークラブ」とは、小学校に就学している市内在住の児童を対象に、戸田市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第3条第6号に規定する夏季休業日中、一定の施設において指導者の下、保育指導を行うことをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表に掲げる要件を全て満たし、市内で実施するとだっこサマークラブ（以下「クラブ」という。）とする。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者は、助成対象事業を実施する市内の町会・自治会、PTA、青少年団体その他市長が認めた団体とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、クラブの実施に要する費用とする。

(助成額)

第6条 助成額は、開室1日当たりの助成対象経費の実支出額と25,000円とを比較して少ない方の額とし、10日分を上限とする。

(補助金等交付申請書に添付する書類)

第7条 規則第8条第1項第6号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が認めた書類については、この限りでない。

- (1) クラブに従事するスタッフ名簿
- (2) 実施する施設の図面又は施設設備が分かるもの
(実績報告の期限)

第8条 規則第16条第1項の実績報告は、当該事業年度の9月末日までに提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

別表（第3条関係）

項	目	内 容
施設要件		建築基準法（昭和25年法律第201号）を遵守した施設であること。 児童1人につき設備部分（トイレ、物置等）を除いて1.65m ² 以上（畳1枚分）の確保を目安とし、衛生及び安全に配慮された施設であること。 （例：10畳＝16.5m ² 、約5坪） 多数の児童と指導員が生活するために必要な施設・設備が備えられていること。
	設備	トイレ、洗面所、台所、消防設備（消火器等）の設置があること。 その他保育に必要となる設備は任意設置すること。
	定員設定	原則1日当たり最小10名から最大60名まで
	安全管理	・利用施設の管理者、防火管理者等の把握をしていること。 ・避難経路、災害発生時の対応を全スタッフが把握していること。
運営要件	対象児童	市内在住の小学生（原則として、開催地の学区の小学生）
	開室条件	・準備及び片付けを除いて1日に3時間以上、かつ、夏季休業日中に5日間以上開室すること。 ・スタッフの人数は、おおむね児童10人に対し1名を配置すること。 ・参加費以外の費用を徴収しないこと。 ・児童が安心、安全に過ごせる体制を確保すること。 ・営利行為を行わないこと。
	開室日	戸田市立小・中学校管理規則第3条第6号に規定する夏季休業日中の月曜日から土曜日まで
	休室日	日曜日、祝日
	保険	施設賠償保険及び傷害保険に加入していること（開催日までに加入予定含む）。
参加費		必要経費から助成金を除いた部分について、参加児童から参加費を徴収することができる。
個人情報の取扱い		個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。 また、個人情報の取扱いについては、取扱いに関する内部規程を作成するなど十分に注意を払うこと。